芝学園吹奏楽部OB会 会則

平成１８年６月３日　作成

第１条（名称）　本会は芝学園吹奏楽部OB会と称する。

第２条（所在）　本会は事務所を東京都港区芝公園3-5-37芝学園内におく。

第３条（目的）　本会は現役部員の活動支援、OBバンド活動、及び会員相互の親睦を目的とする。

第４条（会員）　本会は以下のメンバーで構成される。

1)　芝学園吹奏楽部を高校２年生で現役引退し、OB会活動に参加する者。

2)　芝学園吹奏楽部に在籍経験があり、本会員の推薦があり、OB会役員会にて入会の同意を得られた者。

第５条（賛助会員）　本会の活動の趣旨に賛同し、OB会役員会にて入会の同意を得られた者。

第６条（役員）　１．本会運営のために次の役員をおく。

会長　１名
副会長　２名
監事　１名
会計　２名
事務局長　１名
事務局　若干名
年次幹事　必要に応じて

2.　会長、副会長、監事は総会において選任する。

3.　その他の役員は会長が会員の中から指名する。

4.　役員の任期は１年とし、再任は妨げない。

第７条（名誉会長）　本会には名誉会長をおくことが出来る。

第８条（総会）　１．会長は年１回定時に総会を、また必要に応じて役員会を召集する。

２．会長は、必要と認めたときは、臨時に総会を召集することができる。

第９条（会費）　１．本会は会員から年会費を募る。

２．会計年度は毎年４月１日より翌年３月３１日までとする。